

仙台市環境審議会 第3回地球温暖化対策検討部会

議事要旨

日時：平成30年12月28日（金） 10:00～12:00

場所：仙台市役所二日町第二仮庁舎 環境局4階会議室

I 次第

1 開会

2 議事

- (1) (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて
- (2) 本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告素案について
- (3) その他

3 閉会

II 出席委員数

出席 6名

III 議事要旨

事務局	「議事」に入る。議事進行については、「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第5条第1項に基づき、駒井部会長にお願いする。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る前に、会議の公開と議事録の署名について確認させていただく。 まず、会議の公開については、環境審議会の運用にならい、本部会においても、個人のプライバシーに関することなど、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開することとする。 議事録の署名については、こちらも環境審議会の運用にならい、部会長と出席委員1名の署名をもって、正式な議事録とするということにしたい。前回、高山委員にお願いしたので、今回は、五十音順で、引地委員にお願いする。
引地智恵委員	了承した。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る。まず、議題(1)「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて」、事務局より説明をお願いする。
事務局	資料1に基づき、(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて説明

議長（駒井部会長）	<p>（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムについて、事業者から提出される計画書の公表等に関する説明があったが、こちらについて、ご意見ご質問等あればお願いする。</p> <p>勧告や氏名の公表といった少し厳しい文言が入っているが、実効性の担保や持続性といった観点から、市の他の条例や他自治体の条例でも基本的には入っているものと理解している。いかがか。</p>
青木ユカリ委員	計画書や報告書の公表の方法としては、PDFを市のホームページで掲載することを想定しているのか。
事務局	事業者から提出いただいた計画書や報告書については、事業者の秘密情報の部分を除いたうえ、PDF形式で市ホームページに公表してはどうか考えている。
青木ユカリ委員	例えば仙台市に提出したものについて、事業者がリンクを張るなどはできるか。
事務局	計画書や報告書に事業者のホームページアドレスを記載してもらえば、それも含めて公表することはできると思われる。
風間聰委員	<p>市が一覧にして公表するということも含め、全般的に市の負担というか、持続的にできるのか伺いたい。</p> <p>また、助言のところでも、対象の事業者数が急激に増えた場合に、どこまで市が対応できるのか。どこかで線引きをした方が良いのではないかとも思うがどうか。</p>
事務局	<p>市の体制に関するお尋ねと理解するが、基本的にはこれを制度化し実施するために、相応の体制で実効性を担保して取り組んでいきたいと思っている。省エネに関するノウハウを持った市の職員に加え、必要な部分については外部化することも含めて検討しながら、しっかりこの制度を運用していくと考えている。</p> <p>また、義務となる事業者数は概ね把握できるが、任意で参加いただける中小事業者がどの程度いるのか想定できない。なるべく増えていくことが望ましく、それに対応できる体制にしたいと考えているが、想定外に増えてきた場合には、その時点で改めて考えたいと思う。</p>
風間聰委員	最近はSDGsの流れもあり、中小規模事業者の関心も非常に高いため、最初から多くの事業者が参加することも想定される。そういう場合でも市が対応できるよう想定しておくべきだと思う。外部というのは、どこか財団のようなものがあるということか。
事務局	そのような関係団体を直接抱えているわけではなく、ノウハウを持った団体の力を借りるという意味である。
風間聰委員	そういうバッファがあるのであれば良いと思う。

事務局	計画書や報告書については様式を工夫することで、市・事業者双方の負担にならないようにしたいと考えている。
風間聰委員	ウェブページに入力するだけで終わるような仕組みがあれば省力化されると思うが、それはそれで予算がかかる。
事務局	今後、「適応策」に関してどのように周知、情報提供していくかということも、一つの課題になってくることから、場合によっては、アクションプログラムと併せて専用のホームページ等でアピールするということもあり得る。
議長（駒井部会長）	新しい事業を始める場合、最初の立ち上がりのところで作業量が膨大になる可能性が非常に高いため、そこをいかに緩和するかというところが重要である。
高山秀樹委員	計画書・報告書を市から公表してもらえば、事業者の負担を軽減できるため非常にありがたい。それに加えて、先ほどの青木委員のご発言のように、事業者が自社のホームページで計画書・報告書を公表したい場合に、市のホームページとリンクできるような形にしていただけると良いと思う。
事務局	了解した。公表に関しては、事業者の秘密情報に配慮することに加え、事業者の取り組みをアピールするといった、事業者にとってメリットになる部分を十分に活用していただけるようなものにしたい。
議長（駒井部会長）	ほかにないか。 それでは、最後に確認だが、まず、市は「指針」を作成する。計画書・報告書の「公表」については、事業者に公表を義務付けるのではなく、市が公表することとする。高山委員からご意見のあったホームページ上のリンクも、市が対応する。
高山秀樹委員	事業者のホームページには、事業者の方で市ホームページへのリンクを設定するということで良いか。
事務局	事業者も公表したい場合には、公表していただいて構わない。その場合には、公表しているページをお知らせいただければ、市ホームページでも事業者ホームページへのリンクを設定することができる。
議長（駒井部会長）	「評価結果の公表」については、優良事業者のみを公表する。「勧告・公表」については、条例に規定する。 以上のとおりだが、どうか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	それでは、議事(1)については、このとおりとさせていただく。 次に、議事(2)だが、当部会から環境審議会に報告する、「本市における地球温暖化対策のあり方」の中間報告の素案についての議論である。中間

	報告素案ということで、資料の内容がかなり多いため、分けて議論を進めたい。まず、第1章の「検討の背景」について、事務局より説明をお願いする。
事務局	資料2に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方（中間報告素案）の第1章について説明
議長（駒井部会長）	それでは、説明のあった第1章について、ご意見ご質問等をお願いする。 1のところでは、前回の環境審議会でもご意見があったように、気候変動適応法の施行と、これに伴う緩和策、適応策という文言が記載されている。 2、3についても、これまでの部会で示されたデータや内容である。
風間聰委員	先日、難しい言葉には脚注を追加した方が良いと意見を伝え、IPCCなどについて脚注を追加いただいた。併せて、「産業部門」や「民生業務部門」がどういったものを表すのか分かりづらいため、この部分にも脚注を入れてもらえると良い
高山秀樹委員	5ページの重点プロジェクトの「低炭素な交通利用へのシフト」というところで、公共交通機関のさらなる利用を促進し、低炭素な交通利用へのシフトを図るということだが、海外では自転車の利用度の高い都市が多く、仙台市内でも自転車で通勤される方が震災以降に増えているように感じており、自転車の利用といったところを入れなくとも良いのかが気になった。環境だけではなくまちづくりの部分にも絡むかもしれないが、市がこれから総合計画も検討される中では、公共交通機関だけではなく、自転車の利用についても低炭素社会の中に含めていくことが、これから都市を考えていくうえでは必要ではないかと思う。
事務局	5ページの重点プロジェクトは、現行の2020年度までの地球温暖化対策推進計画に記載されている取り組みを明示させていただいたところである。 高山委員のご意見にあった自転車の利用については、18ページの「公共交通機関等の利用の促進等」の中で盛り込んでいる。
議長（駒井部会長）	温室効果ガスの削減においては、ライフスタイルの変革も非常に重要である。そのため、報告書の中にぜひ入れて欲しい項目の一つである。 第1章について他にあるか。 特になければ、風間委員からご指摘のあった、専門的な用語に脚注を追加していただくことで、第1章については良いか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	それでは、続いて第2章の「地球温暖化対策を推進するための条例のあり方」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料2に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方（中間報告素案）

	の第2章について説明
議長（駒井部会長）	第2章については、これまでの第1回、第2回の部会の中で議論した内容であり、修正・変更点についても事務局から説明のあったとおりである。特に修正した部分を中心に、ご意見、ご質問をお願いする。
風間聰委員	12ページの「一時滞在者の責務」のところで、観光客に加え、観光客を連れてくる観光事業者についても責務を明示したほうが良いと思う。ウの見出し「一時滞在者」が「事業者」も含んでいるのであればそれで良いかもしれないが、その後の四角囲みで「観光旅行者その他の一時滞在者」としているため、「人」を意味しているように思える。温室効果ガスの削減に関し旅行者個人でできることは限られるが、観光事業者に対しハイブリッドバスの使用などを求めた方が、効果は高いのではないかと思う。
議長（駒井部会長）	例えばここは、「観光旅行者及び観光事業者などの」としたほうが良いと思う。旅行者はおそらく余り考えていないので、むしろ事業者にアピールし、それを実行するほうが効果は高いと思う。
事務局	ここでは観光旅行や出張で来る方など、いわゆる自然人というか、個人を想定していたが、風間委員の意見のように「事業者」という観点で考えると、市民あるいは事業者に準じてというような構成になってくる。
議長（駒井部会長）	そこは別枠になるか。
風間聰委員	今の話では、観光事業者は「一時滞在者」ではなく「市民」や「事業者」に含めてはどうかということだが、仙台市に来る人は地球温暖化対策に配慮してくださいと明示したほうが良いと思う。
議長（駒井部会長）	観光事業者については、「事業者」よりも「一時滞在者」の範疇のほうが、説明はしやすいのではないかと思うが、どうか。
事務局	例えば、12ページのイのところで、説明文に記載してその意味合いを表すのは可能だと思うが、それを条例化する場合に「一時滞在者等」とすると、定義が曖昧になると思う。
風間聰委員	観光事業者も「一時滞在者」に含まれると思うが、後の四角の中を読むと、「観光旅行者などの」となっているため、個人になってしまふのが気になった。それについては説明文で明示しておくというのもある。
事務局	条例の表現として、観光事業者を「一時滞在者」に含めることは難しいと思うが、旅行代理店なり、それに関わる者がしっかり誘導するということは、非常に重要な視点であるため、12ページの説明文のところに加えさせていただく。
高山秀樹委員	市民であれば、仙台市がそういう条例を制定したことを理解いただけると思うが、一時滞在者は一時的に仙台に来るため、条例があることを知らない。当然、市はそれを旅行者等に伝える義務があり、事業者のホテル等

	も何かしらの形で滞在者に伝える必要があると思う。そういうことを通じて初めて一時滞在者が条例を知って、地球温暖化対策に努めるという関わりが生まれると思うので、「一時滞在者の責務」のところで、観光事業者との連携についても説明を加える必要があると感じた。
事務局	旅行代理店やホテルを含めた観光事業者、一時滞在者に関わる様々な事業者、関係者のハード、ソフト面における取り組みが、一時滞在者の方々の環境配慮行動、温室効果ガス削減の行動につながるということは、非常に大事な視点だと思う。そういう趣旨を、この説明の中に反映するようしたい。ホテル等の事業者にとっても、一時滞在者の環境配慮行動が、事業者自身の効率化、温室効果ガス排出量の削減にもつながるというメリットがある。
高山秀樹委員	条例に基づいてということであれば、尚更である。
風間聰委員	外部の人に、仙台市はこんなことを考えているとアピールできる。
事務局	ホテルでは環境配慮の取り組みが結構あり、そういう取り組みの一環で一時滞在者にお知らせしていくことは非常に重要だと思う。そういう考え方を反映できるようにしたい。
風間聰委員	21ページの「気候変動適応への推進」の4行目のところだが、「自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する」という文言が、この後で四角の中にも記載されているが、意味が分かりにくい気がする。「適応」というのは変化に対してするものであり、この言い方が何を意味しているのか分かりにくく感じた。具体的には、この「自然的経済的社会的」という部分を全部省いてしまい、「将来の気候変動に応じた適応に関する施策」とか、そういう文言にしたほうが良い。ありとあらゆる変化に対して適応するという文言のほうが良いと思う。
事務局	この文言は気候変動適応法から引用してきたところだが、仮にこれを省いても、意味が通じなくなるというわけではない。
風間聰委員	国の気候変動適応法を引用した形ということか。
事務局	適応に関してどういった文言にするかが難しいところで、今の文案はとりあえず気候変動適応法の文言を引用してきたものだが、確かに分かりにくいというのはある。
議長（駒井部会長）	適応策に関しては、おそらくいろいろな状況に応じる必要があるため、ひとまずここでは外したほうが良いと思う。
風間聰委員	あまり限定しないほうが良い。
事務局	ご指摘のとおり修正する。
青木ユカリ委員	12ページの各主体の協働のところに関して、「協働して取り組むこと」という文言が後半の方でも何度も出てくるが、パートナーシップや推進体制

	をどのぐらい整えられるのかということが大事なところであって、一文、一文に「協働して取り組む」と表現しているところに違和感がある。「協働」が目的になっているように感じる。あくまでも手段であると思う。
議長（駒井部会長）	他の条例などではこういう文言が使われているか。皆が協働することは、前提としてもう当然であるという考え方もある
事務局	例えば、相模原市の事例では、「市と事業者、市民の連携及び協働して」という文言があり、川崎市でもそのような文言を記載している。 今回の条例の1つの指針として、市、事業者、そして市民の皆で地球温暖化対策に取り組むということがあったため、各主体の責務も定めた一方で、各主体が一緒になって取り組むという意味合いも加えた。他都市でも「協働」という文言を使っている事例もあり、そういった表現にしたところである。
青木ユカリ委員	「協働」という文言自体を否定はしないが、その使い方に違和感がある。 「協働」という文言そのものは、明示されていて構わない。
引地智恵委員	相模原の事例では「連携及び協働して」という文言だが、「連携」という文言が入ると、皆でまとまって取り組み、継続させて行こうという意欲につながる感じがある。
風間聰委員	「協働」が目的化すると違和感があり、協働・連携することによってさらに効果があるから協働しましょうというように、とりあえず協働しようではなく、協働することによって全体がもっと良くなるという一文があつたほうが良い。
青木ユカリ委員	各主体がそれぞれの強みを総力挙げて取り組む、一緒に取り組む、ということには間違いないが、同じ目的に皆で向かっていくためのパートナーとして、誰とどう組むのか、あるいは今ないものをどうやってつくるかということも含めての総力といえ、そこにそれぞれの知恵や関係が生きてくる。そのような関係づくりを自治体が下支えするとともに、この条例が、関係づくりを促す潤滑油のような位置付けになるのだと思う。
事務局	12ページの説明をもう少し丁寧にした上で、13ページの四角囲みの条例の文言については、目的化することなく、それによって総合力を発揮して取り組んでいくという趣旨の考え方や意義を加えたい。
議長（駒井部会長）	温室効果ガスを削減することが目的であって、協働することが目的ではない。
事務局	「一時滞在者の責務」のところでもご議論があったが、旅行業者、ホテル、観光事業者といった一時滞在者に関わる人たちは、事業活動の中で自然に一時滞在者の環境配慮行動を促進しており、一時滞在者と連携して取り組んでいるということが言える。

引地智恵委員	それに参加しているという意識につながるということである。
議長（駒井部会長）	「参加」という言葉は重要なことであり、「参加型協働」という言い方をするが、参加することによってモチベーションがすごく上がるということである。
引地智恵委員	先ほどホテルの話もあったように、ホテル側で取り組みを紹介するが、宿泊する一時滞在者もその目的を理解し自然に参加する気持ちになることが大事である。
事務局	12 ページから 13 ページにかけて文言を工夫する。
議長（駒井部会長）	それでは、ほかに質問等なければ第 2 章についてはここまでとする。続いて、第 3 章の「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム制度内容」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 2 に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方（中間報告素案）の第 3 章について説明
議長（駒井部会長）	第 3 章は「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容についての記載で、前回までの部会で決定した事項を文章化したところである。第 3 章について、ご意見、ご質問等お願いする。
風間聰委員	23 ページ、25 ページなどで「エネルギー使用量原油換算 1,500 キロリットル以上」という文言が記載されているが、正確には「年間当たり」ということではないか。
議長（駒井部会長）	単位が抜けているので、追記をお願いする。
引地智恵委員	制度対象者に加え、中小規模事業者も含めてどのように募集するのか。
事務局	前年度にエネルギーをどのくらい使用したのかということを把握し、制度対象となる事業者には、市から何らかの案内をすることになると思う。そのほかの中小規模事業者に対しても、このような制度が始まりましたということを市ホームページなど、さまざまな機会で広報していくことになると思う。
青木ユカリ委員	30 ページのモデル事業でのアクションプログラムに関する意見や要望のところで、「削減努力を拾い上げる評価制度が望ましい」という意見については、36 ページ (8) の部分で配慮するという理解で良いか。
事務局	評価制度については、35 ページ (6) に記載しており、削減量での評価が定量的な項目になるが、これに加え、削減に向けた取り組みを実施しているという努力を評価するために定性的な項目を設けたいと考えている。
引地智恵委員	計画書や報告書がどのような内容か、事前に公表されるのか。
事務局	計画書や報告書の様式については、ホームページ等で公表する予定である。アクションプログラムに関しては、事業者からいろいろな段階で意見を伺う機会が出てくると思う。一つは、この中間案の取りまとめた段階

	で、義務化を想定している方々から意見をいただくことに加え、その他関係事業者団体に説明する機会があるかと思う。また、仮に条例が成立して、制度が始まるまでの周知広報期間における説明や、制度が始まつてからの説明の段階で、計画書として作成いただくものを例示なり明示なりしながら、説明のうえで理解を得て、参加をいただくことになると思う。
議長（駒井部会長）	計画書や報告書の様式の説明のほか、インセンティブや表彰など、アクションプログラムの一連についての説明をすることで、しっかりとした報告書を事業者から提出いただけると思う。
事務局	パブリックコメントを実施する際には事業者への説明の機会を設け、また制度の開始に当たっては、当然いろいろ明示していく段取りになると考えている。
引地智恵委員	取り組み内容の評価について、例えば一般市民のモデルになるような取り組みなどを、取り上げてクローズアップしていただけると良いと思う。例えば、会社の中でそういう取り組みをするということになった場合に、社員が自宅に帰った際に、家族や家庭の中で地球環境や温暖化対策などの会話をすることで得る、波及効果の部分も拾い上げてくれると良いと思う。単一的評価だけでなく、周囲も巻き込んだ取り組みになってくれればと思う。
事務局	アクションプログラムについては、さまざまな波及効果を期待したい。評価に関しては、事業が縮小すると温室効果ガスの排出量は減るため、それをもって適正に評価して良いかというとそれは逆で、業績が倍になっているにもかかわらず、温室効果ガスの排出は1.2倍ぐらいに抑えられたというものを政策的に高く評価するといったような側面があると思う。ご意見のように、そこに従事している方が市民の立場になった場合の、ある種の意識化、動機づけといったようなさまざまな評価が、この取り組みを通して浸透していくと良い。
緑上浩子委員	既に頑張って削減している事業者は、減らせないというところもあると思う。その規模の事業者ではこのぐらいといった、ある程度の平均値が出ると思うので、それに対して何分の1に抑えているといった取り組み 자체を評価して欲しい。頑張っている事業者が一度に削減してしまうと、そこからもう削減できなくなってしまうこともあるため、継続して取り組んでいることを、評価し続けられるような観点があると良いと思う。
議長（駒井部会長）	一生懸命頑張っている事業者が、損をしてしまうことがあるので、何らかの対応が必要である。
事務局	取り組みの内容自体を評価して、周知していくことが、このアクションプログラムで重要な部分であり、これは市と事業者のコミュニケーション

	ションで成り立つものであるため、そこを十分拾い上げられるような制度にできればと思っている。
高山秀樹委員	事業者の削減目標は特に設定しないということだが、アクションプログラムを実施するに当たっての市としての新たな目標は、どこに掲げているか。
事務局	2020 年度までの目標は、4 ページの下に記載しているが、現行の地球温暖化対策推進計画は 2020 年度までの計画であり、来年度以降、改定に着手しようというところである。この条例については、計画改定に先行して議論いただいているが、少なくとも国では 2030 年度を見据えており、さらに先を見据えた目標もあるので、本市でも、改定後の計画では少なくとも 2030 年度を見据えた計画なり削減目標を掲げたい。
高山秀樹委員	アクションプログラムの実施はいつからであったか。
事務局	まだ中間素案をご議論いただいているところであり、今のところ明示できないが、年度のきりのいいところから実施できればと思っている。
高山秀樹委員	もし推進計画の策定前に実施するのであれば、4 ページに記載している目標の実現のために協力をいただくということになる。今のこの目標が変われば、その目標の達成のためにアクションプログラムに取り組んでいただくということになる。
議長（駒井部会長）	いろいろご意見あるとは思うが、ひとまず第 3 章はこれまでとしたい。最後の第 4 章の「本市における地球温暖化対策のあり方（中間案）」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 2 に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方（中間報告素案）の第 4 章について説明
議長（駒井部会長）	それでは、第 4 章についてだが、これが骨子となって条例が作成されることであり、重要な部分である。ただし、四角の部分は既に議論をしていただいた内容になっており、本日議論した中で修正する箇所がいくつかあったと思うが、文言についてはこれで概ね確定で良いかと思う。ご意見、ご質問等あればお願いする。 これを骨子として、どういう過程で条例ができるのか。
事務局	環境審議会に諮問させていただいたのは条例のあり方であり、本日の議論のほかに、環境審議会を含め何度か検討いただくことにはなるが、最終的な答申としてはこの「条例のあり方」という形になる。最終的に条例では、例えば第何条、第何項というような形式になるが、答申ではそういう文言が入っていない形式になると想定している。答申をいただいた後、事務局でそれを条例形式に落とし込み、最終的に議会にお諮りするという手続きになる。

	主に第3章までが検討部会で議論いただいた取りまとめたものであるが、条例を定める場合には、パブリックコメントを実施する関係で第4章は少し条例に近い形式のものをお出ししている。
議長（駒井部会長）	第4章の部分については、既に議論は尽くされているかと思うが、いかがか。
引地智恵委員	市の取り組みについて、日常生活における地球温暖化対策や、自動車に係る地球温暖化対策というところで、例えばエコドライブだが、市も自らやらなければならないという記載にはなっていないという印象がある。
事務局	市の取り組みについては、第4章38ページに「市の責務」として4項目掲げており、4つ目の項目で自らの事務及び事業に関して必要な措置を講じなければならないとしている。事業者や市民に努力義務とはいえ取り組みを掲げていくわけであるため、市は取り組むのが当然ということでここに集約している。そのため具体的な取り組みの部分では、「市は」という文言が入っていないが当然に取り組むことになっており、「市は」のところでは事業者や市民の取り組みを促進していくことを記載している。
引地智恵委員	この取り組みの中で市は目玉になるような事案、例えば「自動車もエコなものを使う」という具体案を市自ら示して欲しい。
風間聰委員	モデル事業に市は入っていないようだが。
事務局	市も市立病院と食肉市場の2事業所でモデル事業に参加している。
風間聰委員	本庁舎は参加しなかったのか。
事務局	本庁舎は省エネ法の対象にいなかったため参加しなかった。
議長（駒井部会長）	「市」の定義がわかりにくいところがある。市の病院もそうであり、地下鉄もそうである。何となく「市役所」だけのような感じがするが、非常に広い意味の「市」である。
事務局	市では以前から事務事業に関し計画を立てて、省エネやごみの削減に取り組んでおり、そこが先ほどの責務のところに該当する。
風間聰委員	この「各主体」と言った場合に、事業者や市民はいいが、「市」とは何を指すのか、一般の人は理解できるか。
緑上浩子委員	市役所の庁舎というイメージがある。一般的な感覚はそのような感じであると思う。
議長（駒井部会長）	どこかに注釈があったほうが良いか。
風間聰委員	事業者としての「市」と、行政としての「市」が混在してしまう気がする。
事務局	こちらとしては、全て含むものだと思っている。
風間聰委員	「行政」という表現が一番正しいような気がするが、すると今度は「行政」とは何かということになる。

緑上浩子委員	誰に向けての条例かということや誰が読むためにあるのかというのを考えると、少し丁寧に説明したほうが良いのでは。この条例は事業者だけなく、市民に向けての取り組みも入っている。
事務局	市民や事業者へ説明する際には、市の「行政」という立場と「一事業者」という立場の違いについて説明を工夫したい。
議長（駒井部会長）	それでは、第4章全体で他にあるか。 特になければ、このような中間報告案で来月の環境審議会に報告したいと思う。本日いただいたご意見に関する修正については、まず事務局が修正し、部会長がその内容を確認するという手続きでよろしいか。
各委員	異議なし。
議長（駒井部会長）	一任いただいたので、その手続きとする。 最後に議事(3)「その他」について、全体を通じて何かご意見等あればお願いする。
各委員	(特に発言なし)
議長（駒井部会長）	それでは、議事については以上とする。事務局から何かあるか。
事務局	次回の環境審議会は、1月24日の木曜日、13時30分から予定している。部会長と相談の上、本日議論いただいた内容を反映させた中間報告案を報告する予定である。 環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、年度が変わった4月に第4回の検討部会を開催する予定である。詳しい日程については、後日、調整させていただく。
議長（駒井部会長）	以上で本日の部会の議事を終了する。円滑なご議論をいただき感謝する。

平成31年3月28日

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 部会長

氏名 駒井武

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 委員

氏名 引地智恵